

動く環境教室事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県環境センター職員が県内各地に出向いて動く環境教室を開くことにより、県民の環境保全活動の推進、普及に努めることを目的とする。

(定義)

第2条 動く環境教室とは、熊本県環境センターが、県内各地に出向いて行う環境学習事業である。

(対象)

第3条 対象は、県内の市町村、学校、公民館、自治体、PTA等の団体が計画した学習会、行事等で、次の各号に該当するものとする。

- ① 参加対象が10人程度以上の学習会等であること。
- ② 政治、宗教及び営利を目的としたものでないこと。
- ③ その他環境センター所長が適当と認めたものであること。

(要請)

第4条 動く環境教室の実施を希望するものは、熊本県環境センターに要望書（別記様式1）を提出するものとする。

なお、希望するものは、動く環境教室実施予定日の4週間前までに要望書を提出しなければならない。

(決定)

第5条 熊本県環境センターは、要望書を審査し適当と認めたときは、事業実施決定書（別記様式2）により通知するものとする。

(決定の取消)

第6条 事業の実施決定後次の場合は、事業を取り消すことができる。その場合には、要望者に理由を明らかにするものとする。

- ①天災等により事業の実施が困難になったとき。
- ②その他熊本県環境センター所長がやむを得ないと判断したとき。

(経費等)

第7条 動く環境教室に要する職員の人件費、旅費、教材費等の経費については、熊本県環境センターが負担する。その他については、要望者が負担する。

(附則)

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。